

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

～平成30年度当初予算ベース～

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度大船渡市一般会計当初予算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | | |
|---|-----------------------|-------------|
| 1 | 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 290,500千円 |
| 2 | 上記1が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,556,522千円 |

（単位：千円）

	平成30年度 予算額	特定財源	一般財源		
			地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他	
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	959,366	718,382	45,443	195,541
	老人福祉事費 (老人保護措置事業)	108,524	19,346	16,817	72,361
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	66,000	13,500	9,900	42,600
	母子福祉費 (寡婦、寡夫医療費助成事業)	11,000	0	2,074	8,926
社会保険	介護保険事業	671,759	4,464	125,834	541,461
	国民健康保険事業	381,209	159,005	41,902	180,302
	後期高齢者医療事業	132,182	94,870	7,036	30,276
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	39,583	6,442	6,250	26,891
	予防費 (感染症予防事業)	92,985	0	17,534	75,451
	診療所費 (診療所施設勘定繰出金)	93,914	0	17,710	76,204
合 計		2,556,522	1,016,009	290,500	1,250,013

※ 地方消費税交付金（社会保障財源分）は、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率である分